

# 既存建築物省エネ化推進事業(省エネ性能の診断・表示に対する支援)

平成28年度から、既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に対する支援を行う。

## 【事業の要件】 300㎡以上の既存住宅・建築物における「省エネ性能の診断」・「表示」

- ※「省エネ性能の診断」については、エネルギー使用量の実績値の算出ではなく、設計図書等を基にした、設計一次エネルギー消費量の計算とする。
- ※「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証等とする。  
(基準適合認定表示、BELS等)

## 【補助率】 1/3(特に波及効果の高いものは定額)

※取り組みの波及効果については、専門家等の判断による。

### ■対象となる費用

- ①省エネルギー性能の診断に要する費用
- ②省エネルギー性能の第三者認証・認定の取得に要する費用
- ③省エネルギー性能の表示に要する費用(表示プレート代等)

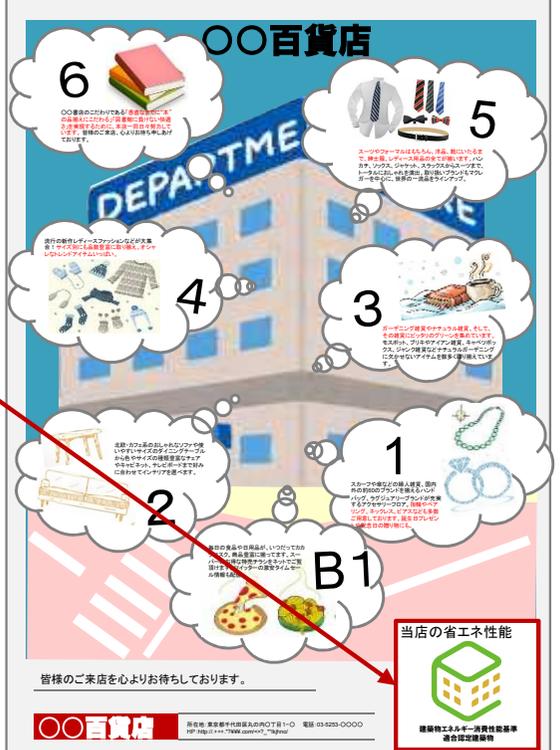
### ＜波及効果の高いものとして想定される取り組みの例＞

下記のような取り組みを一体的に行う場合

- ・企業の環境行動計画への位置づけ
- ・広告チラシやフロアマップに表示を掲載
- ・建物エントランスの目立つ場所にプレートを表示
- ・環境教育の取り組みと連携して表示を活用  
(エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等)  
等

※省エネ改修工事に対する支援については別途、「既存建築物省エネ化推進事業(建築物の改修工事)」において、提案募集中(平成28年5月16日(月)～6月29日(水))

### ■表示の例(広告チラシやフロアマップ)



省エネ性能の表示



■表示の例(エントランス)